

# 規制シート(様式)

(別紙1)

190195101850001

平成27年5月7日

規制の名称	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第11条の2第3項 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省令第619号) 第14条、92条、170条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	自動車局技術政策課長 島 雅之
規制目的	イモビライザについて、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとする こと		
規制内容の概要	一定の自動車に備えるイモビライザは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠機能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	道路運送車両の保安基準を一部改正し、イモビライザに係る規定を創設し、技術的な要件について道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の改正を行っているところ。	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	自動車には、比較的安価な車両から、高級車両まで様々な種類の車両が存在しており、イモビライザを義務づけると、その種類によっては、車両の設計変更や価格の上昇につながり、ユーザーへの負担をかけることになる。 このため現時点では、イモビライザを装着する場合の技術要件のみを規定する現行の規制を維持。	規制の維 持、改革又 は新設の別	規制の維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>